

## 岡崎市地区集会施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民が地域的な共同活動のために利用する建築物（以下「集会施設」という。）の整備の促進を図り、もって当該集会施設の利用を通じた市民相互の連帯意識の高揚に資するため、予算の範囲内において、岡崎市地区集会施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、町内会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「町内会等」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 集会施設の新築
- (2) 町内会等が所有する集会施設の増築又は改修
- (3) 集会施設の用に供する既存建築物の取得
- (4) 町内会等が所有する集会施設の敷地たる土地の取得
- (5) 町内会等が所有する集会施設の耐震診断

2 次に掲げる事業については、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としない。

- (1) 前項第1号から第4号までに規定する事業で、その事業の補助対象経費が50万円未満のもの
- (2) 以前に前項第1号及び第2号に規定する事業（次に掲げる事業を除く。）で補助金の交付を受けた集会施設について、その補助金を受けた日の属する年度の末日から7年以内に行う増築又は改修で、次に掲げる事業以外のもの

ア 公共下水道への接続に伴う排水設備工事

イ 昭和56年5月31日以前に建築工事が着手された集会施設について耐震診断の結果を受けて行う耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）

ウ 災害その他事故等の原因により行う改修工事で市長がやむを得ない理由があると認めるもの

- (3) 以前に前項第4号に規定する事業について補助金の交付を受けた町内会等が当該補助金を受けた日の属する年度の末日から7年以内に行う同号に規定する事業
- (4) 前項第5号に規定する事業で昭和56年6月1日以降に建築工事が着手された集会施設に係るもの
- (5) 国、地方公共団体その他の機関から補助金等を受けて実施する事業（補助対象外の費用）

第5条 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の造成に要する費用
- (2) 集会施設とは別棟の倉庫及び便所等の付属施設に要する費用
- (3) 門扉、フェンス、花壇、遊具等の外構（集会施設の出入口に通じるスロープを除く。）に要する費用
- (4) 装飾物その他集会施設に必要と認められない付属物に要する費用
- (5) 備品（冷暖房機器を除く。）に要する費用
- (6) 前条第1項第4号に規定する事業における土地の取得価格以外の費用
- (7) 前条第1項第4号に規定する事業において、取得する土地の面積が当該集会施設の建築面積又は建築予定面積の3倍を超える場合の当該超えた面積分の土地の取得価格に相当する費用
- (8) 公共事業、損害保険等による補償金を受けて行う事業の場合における当該補償金等の金額に相当する費用  
（新築等に係る補助金の額）

第6条 第4条第1項第1号から第3号までに規定する事業に係る補助金の額は、次の表の左欄に掲げる町内会等内の世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる補助率を当該事業に係る経費に乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、当該金額がそれぞれ同表の右欄に掲げる補助限度額を超える場合には、当該補助限度額を補助金の額とする。

町内会等内の世帯数	補助率	補助限度額
100世帯以下のもの	10分の5.4	630万円
100世帯を超え、200世帯以下のもの	10分の4.5	630万円
200世帯を超え、500世帯以下のもの	10分の2.7	675万円
500世帯を超え、800世帯以下のもの	10分の2.7	765万円
800世帯を超えるもの	10分の2.7	855万円

2 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるために行う改修工事で次の各号に掲げるもの及び耐震補強工事を行う場合におけるこれらの工事に係る部分については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる町内会等内の世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助率とする。

- (1) スロープ（スロープ上の手すりを含む。）の設置
- (2) 出入口、廊下又は床の段差の解消
- (3) 洋式便器又は障がい者用便器への取替え
- (4) 便所、出入口、廊下又は階段への手すりの設置

町内会等内の世帯数	補助率
100世帯以下のもの	10分の6
100世帯を超え、200世帯以下のもの	10分の5
200世帯を超えるもの	10分の3

3 現に集会施設を所有している町内会等又は同時に2以上の集会施設を設置しようとする町内会等に係る第1項の規定（補助限度額に関する部分に限る。）の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 現に集会施設を所有している町内会等が更にその所有に属する1の集会施設を設置しようとする場合 当該町内会等内の世帯数を現に所有する集会施設の数に1を加えた数で除して得た数を第1項の表の左欄に掲げる町内会等内の世帯数とする。

(2) 現に集会施設を所有している町内会等が新たにその所有に属する2以上の集会施設を同時に設置しようとする場合又は未だ集会施設を所有していない町内会等が同時にその所有に属する2以上の集会施設を設置しようとする場合 次に掲げる区分に応じて次に掲げる数を第1項の表の左欄に掲げる町内会等内の世帯数とする。

ア 設置しようとする2以上の集会施設のうち1の集会施設 前号の規定に従って算定した数

イ 設置しようとする2以上の集会施設のうちアに規定する集会施設以外の集会施設 前号中「1を加えた数」を「2を加えた数」と読み替えて前号の規定に従って算定した数

(3) 現に集会施設を所有している町内会等がその所有に属する集会施設の増築又は改修をしようとする場合 当該町内会等内の世帯数を現に所有する集会施設の数で除して得た数を第1項の表の左欄に掲げる町内会等内の世帯数とする。

（土地の取得に係る補助金の額）

第7条 第4条第1項第4号に規定する事業に係る補助金の額は、当該事業に係る経費に10分の2.7を乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、当該金額が810万円を超えるときは、810万円を補助限度額とする。

（耐震診断に係る補助金の額）

第8条 第4条第1項第5号に規定する事業に係る補助金の額は、当該事業に係る経費に2分の1を乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、木造建築物にあっては当該金額が10万円を超えるときは10万円、非木造建築物にあっては当該金額が50万円を超えるときは50万円をそれぞれ補助限度額とする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市地区集会施設整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添え、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

事業	書類
集会施設の新築、増築又は改修	(1) 町内会等の規約又はこれに準ずるもの (2) 事業の計画書及び収支予算書 (3) 集会施設の位置図及び平面図 (4) 事業の決定に係る総会議事録の写し (5) 事業費明細書又は事業費の明細を記載した見積書の写し (6) 集会施設の使用及び管理に関する規程又はこれに準ずるもの (7) 土地の所有権又は使用権が町内会等に属することを示した書類 (8) 事業に着手する前の写真 (9) 耐震補強工事にあつては、集会施設の建築時期を示した書類及び耐震診断結果報告書の写し (10) その他市長が必要と認めるもの
既存建築物の取得	(1) 町内会等の規約又はこれに準ずるもの (2) 事業の計画書及び収支予算書 (3) 建築物の位置図及び平面図 (4) 事業の決定に係る総会議事録の写し (5) 建築物の取得価格が明らかとなる書類 (6) 集会施設の使用及び管理に関する規程又はこれに準ずるもの

	<p>の</p> <p>(7) 建築物の登記事項証明書及び土地の所有権又は使用権が町内会等に属することを示した書類</p> <p>(8) 建築物の写真</p> <p>(9) その他市長が必要と認めるもの</p>
土地の取得	<p>(1) 町内会等の規約又はこれに準ずるもの</p> <p>(2) 事業の計画書及び収支予算書</p> <p>(3) 土地の位置図、登記事項証明書、公図の写し</p> <p>(4) 事業の決定に係る総会議事録の写し</p> <p>(5) 土地の取得価格が明らかとなる書類</p> <p>(6) 土地の取得後7年以内に集会施設の建築を実施する旨の誓約書（既に当該土地上に集会施設が建築されている場合を除く）</p> <p>(7) 土地の写真</p> <p>(8) その他市長が必要と認めるもの</p>
耐震診断	<p>(1) 町内会等の規約又はこれに準ずるもの</p> <p>(2) 集会施設の建築時期を示した書類</p> <p>(3) 集会施設の構造を示した書類</p> <p>(4) 事業の決定に係る総会議事録又はこれに準ずるものの写し</p> <p>(5) 耐震診断費用の見積書の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるもの</p>

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を岡崎市地区集会施設整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）に付して通知するものとする。

- (1) 第4条第1項第4号に規定する事業にあつては、土地の取得後7年以内に集会施設を建築すること。
- (2) 建築確認を必要とする事業にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認済証が交付され次第速やかに写しを提出すること。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた集会施設（新築後20年以上を経過したものを除く。）及び集会施設用地は、市長の承認を受けなければ、補助金の交付を受けた目的以外に使用し、譲渡し、取り壊し、交換し、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 事業を中止する場合、事業の内容を変更する場合又は事業が予定の期

間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告すること。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、岡崎市地区集会施設整備事業費補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の収支精算書
- (2) 事業に要した経費の支払領収書の写し又は振込みをしたことがわかる書類の写し
- (3) 事業が建築確認を必要とした場合は、建築物の検査に係る検査済証の写し
- (4) 事業の完了後の写真
- (5) 第4条第1項第3号及び第4号に規定する事業にあつては、所有権移転後の登記事項証明書の写し
- (6) 第4条第1項第5号に規定する事業にあつては、耐震診断結果報告書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市地区集会施設整備事業費補助金交付額確定通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金額の確定後、補助金交付申請者からの請求により補助金を交付する。ただし、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定による交付決定通知後、請求書に市長が定める書類を添えて、を市長に提出しなければならない。

3 概算払により補助金の交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(終期)

第14条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 岡崎市地区集会施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(町内会名) \_\_\_\_\_

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

地区集会施設（公民館）の \_\_\_\_\_ 事業について、次のとおり岡崎市地区集会施設整備事業費補助金を交付してください。

1 市費補助事業の目的

2 市費補助事業の内容

3 市費補助事業の完了予定期日

年 月 日

4 交付を受けようとする市費補助金の額及びその算出の基礎

(1) 事業経費 円

(事業経費のうち補助対象事業経費 円)

(2) 補助金の額 円

( 補助率 / 限度額 円)

5 市費補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

別紙収支予算書のとおり

6 添付書類

(様式第2号)

岡崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで交付申請のありました岡崎市地区集会施設整備事業費補助金について、次のとおり交付することを決定しました。

年 月 日

岡崎市長



- 1 市費補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。
- 2 市費補助事業に要する経費及び市費補助金の額は次のとおりとする。

市費補助事業に要する経費	¥	. -
(うち補助対象経費	¥	. -)
市費補助金の額	¥	. -
- 3 市費補助事業に要する経費の配分は前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 市費補助金の額の確定は、市費補助事業に要した経費の 分の の額(ただし、岡崎市地区集会施設整備事業費補助金交付要綱第6条第2項に該当する経費については、その経費の 分の の額)とし、当該算出額が2の「市費補助金の額」を超える場合は、2の「市費補助金の額」とし、下回る場合は当該算出額とする。
- 5 補助条件は次のとおりとする。

(様式第3号)

岡崎市地区集会施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(町内会名) \_\_\_\_\_

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で岡崎市地区集会施設整備事業費補助金の交付決定があった 事業は、次のとおり完了しました。

1 市費補助事業の名称

2 市費補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 ¥ \_\_\_\_\_

精 算 額 ¥ \_\_\_\_\_

3 市費補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日

4 市費補助事業の成果

5 添付書類

(様式第4号)

岡崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで実績報告のありました岡崎市地区集会施設整備  
事業費補助金について、次のとおり確定しました。

年 月 日

岡崎市長



1	交付決定金額	¥	.-
2	確定金額	¥	.-